

Ⅲ. 参考資料

参考 1 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設（1）

	施設の区分	規模要件
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・伝熱面積 10m²以上又は、 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	<ul style="list-style-type: none"> ・原料（石炭又はコークス）の処理能力が 20 トン/日以上又は、 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉(14 の項に掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・原料の処理能力 1 トン/時 以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14 の項に掲げるものを除く。)	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積 1m²以上又は、 ・羽口面断面積 0.5m²以上又は、
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	<ul style="list-style-type: none"> ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上又は、 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールドール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	<ul style="list-style-type: none"> ・触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	<ul style="list-style-type: none"> ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6 リットル/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積が 1m²以上又は、 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上又は、 ・変圧器の定格容量が 200kVA 以上
10	無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	<ul style="list-style-type: none"> ・変圧器の定格容量が 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積 2m² 以上又は、 ・焼却能力 200 kg/時 以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	<ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力が 0.5 トン/時以上又は ・火格子面積が 0.5m² 以上又は ・羽口面断面積 0.2m² 以上又は ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20 リットル/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> ・容量 0.1m³以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 50 kg/時 以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	<ul style="list-style-type: none"> ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 リットル/時以上

大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設（２）

	施 設 の 区 分	規 模 要 件
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	・原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が 50 kg/時 以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	・原料として使用する燐鉱石の処理能力 80 kg/時 以上又は ・バーナーの燃焼能力が重油換算 50 リットル/時 以上又は、 ・変圧器の定格容量が 200kVA 以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	・伝熱面積が 10m ² 以上又は、 ・ポンプ動力 1kW 以上
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	・原料の処理能力が 80 kg/時 以上又は、 ・火格子面積 1m ² 以上又は、 ・バーナーの燃焼能力が重油換算 50 リットル/時 以上
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	・バーナーの燃焼能力が重油換算 10 リットル/時 以上又は、 ・変圧器の定格容量が 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	・バーナーの燃焼能力が重油換算 4 リットル/時 以上 又は、 ・変圧器の定格容量が 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上又は、 ・バーナーの燃焼能力が重油換算 4 リットル/時 以上 又は、 ・変圧器の定格容量が 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	・硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100 kg/時 以上
28	コークス炉	・原料の処理能力が 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	・燃料の燃焼能力が重油換算 35 リットル/時 以上

参考２ 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「管理者法」という。）の資格の関係（１）

施行令別表 1 (番号)	施 設 の 区 分	総排出ガス量別 選任すべき管理者		
		4 万m ³ /h 以上	4 万～1 万 m ³ /h	1 万m ³ /h 未満
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気 1,3 種	大気 1～4 種	管理者法 上適用外*
2	水性ガス又は油ガスの発生用ガス発生炉及び加熱炉			
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉(14 の項に掲げるものを除く。)			

* 1 万m³/h 未満でも実務経験として算入することができます。

大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と管理者法の資格の関係（2）

施行令 別表 1 (番号)	施 設 の 区 分	総排出ガス量別 選任すべき管理者		
		4万m ³ /h 以上	4万～1万 m ³ /h	1万m ³ /h 未満
4	金属の精錬用溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く。)	大気 1,3種	大気 1～4種	管理者法 上適用外*
5	金属の精製又は铸造用溶解炉(こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。)			
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉			
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造用加熱炉			
8	石油の精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔			
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉			
9	窯業製品の製造用焼成炉及び溶融炉			
	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、蛍石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造用			
10	無機化学工業品又は食料品の製造用反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26の項に掲げるものを除く。)	大気 1,3種	大気 1～4種	管理者法 上適用外*
11	乾燥炉(14の項及び 23 の項に掲げるものを除く。)			
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用電気炉			
13	廃棄物焼却炉	管理者法上は適用外 (実務経験として算入できません)		
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	大気 1 種	大気 1,2 種	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設			
16	塩素化エチレンの製造用塩素急速冷却施設			
17	塩化第二鉄の製造用溶解槽			
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)用反応炉			
19	化学製品の製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)			
20	アルミニウムの製錬用電解炉			
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉			
22	弗酸の製造用凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)			
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)用反応施設、乾燥炉及び焼成炉			
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造用溶解炉			
25	鉛蓄電池の製造用溶解炉			
26	鉛系顔料の製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設			

* 1万m³/h未満でも実務経験として算入することができます。

大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と管理者法の資格の関係（3）

施行令 別表 1 (番号)	施 設 の 区 分	総排出ガス量別 選任すべき管理者		
		4 万 m ³ /h 以上	4 万～1 万 m ³ /h	1 万 m ³ /h 未 満
27	硝酸の製造用吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	大気 1,3 種	大気 1～4 種	管理者法 上適用外*
28	コークス炉			
29	ガスタービン			
30	ディーゼル機関			
31	ガス機関			
32	ガソリン機関			

* 1 万 m³/h 未満でも実務経験として算入することができます。

参考 3 大気汚染防止法対象の一般粉じん発生施設と管理者法の資格の関係

施行令 別表 2 (番号)	施 設 の 区 分	規 模 要 件	選任すべき 管理者
1	コークス炉	原料処理能力が一日当たり 50 トン以上であること。	一般粉じん 又は、 特定粉じん 又は、 大気 1～4 種※
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 平方メートル以上であること。	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75 センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 立方メートル以上であること。	
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75 キロワット以上であること。	
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15 キロワット以上であること。	

参考 4 大気汚染防止法対象の特定粉じん発生施設と管理者法の資格の関係

施行令 別表 22 (番号)	施 設 の 区 分	規 模 要 件	選任すべき 管理者
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上であること。	特定粉じん 又は、 大気 1～4 種※
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		
備考	この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。		

※ばい煙発生施設の実務経験では一般粉じん、特定粉じんの申込はできません。

※一般粉じん、特定粉じん、発生施設の実務経験では大気関係第 1～4 種の申込はできません。